航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（航空法施行規則の一部改正）

第一条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章～第八章　（略） 第九章　危害行為の防止 第一節　危害行為防止基本方針等（第二百三十五条の四の二―第二百三十五条の四の六） 第二節　保安検査等（第二百三十五条の四の七―第二百三十五条の四の十九） 第十章・第十一章　（略） 附則	目次 第一章～第八章　（略） （新設） （新設） 第九章・第十章　（略） 附則
第一章～第四章　（略） **第五章**　空港等及び航空保安施設 **第一節**　空港等	**第一章～第四章**　（略） **第五章**　空港等及び航空保安施設 **第一節**　空港等
（空港等の機能の確保に関する基準） **第九十二条**　法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。 一～十四　（略） 十五　空港にあつては、空港で営業を行う者に対して、危害行為防止措置（危害行為を防止するために必要な措置をいう。以下同じ。）を講じさせること。 十六　空港にあつては、空港における危害行為防止措置に関し、関係諸機関との間で必要な協議を行うため、空港の設置者及び関係諸機関を構成員とする協議会を組織すること。 十七　（略） （空港機能管理規程の内容） **第九十二条の四**　法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める空港機能管理規程の内容は、次の表の上欄に掲げる事項ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	（空港等の機能の確保に関する基準） **第九十二条**　法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。 一～十四　（略） 十五　空港にあつては、空港で営業を行う者に対して、航空機強取等防止措置（航空機の強取及び破壊の防止に関する措置をいう。以下同じ。）を講じさせること。 十六　空港にあつては、空港における航空機強取等防止措置に関し、関係諸機関との間で必要な協議を行うため、空港の設置者及び関係諸機関を構成員とする協議会を組織すること。 十七　（略） （空港機能管理規程の内容） **第九十二条の四**　法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める空港機能管理規程の内容は、次の表の上欄に掲げる事項ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。
空港の機能を確保するための管理の方針に関する事項	一　（略） 二　空港における危害行為防止措置に関し遵守すべき法令及び内部規則その他これに準ずるもの
空港の機能を確保するための管理の体制に関する事項	一　（略） 二　空港における危害行為防止措置に関する組織体制に関する事項
空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項	一～七　（略） 八　空港における危害行為防止措置に係る文書の整備及び管理に関し必要な次に掲げる事項 イ　危険物等所持制限区域の管理者の名称 ロ　危険物等所持制限区域の位置
2　（略）	2　（略）

改正後	改正前
空港の機能を確保するための管理の方針に関する事項	一　（略） 二　空港における航空機強取等防止措置に関し遵守すべき法令及び内部規則その他これに準ずるもの
空港の機能を確保するための管理の体制に関する事項	一　（略） 二　空港における航空機強取等防止措置に関する組織体制に関する事項
空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項	一～七　（略） （新設）
2　（略）	2　（略）